

別紙3

西海市地域未来しごと創出事業プロポーザル方式業者選定委員会委員名簿

本委員会は、西海市プロポーザル方式業者選定委員会設置要綱（平成23年訓令第23号）に基づき運営する。

■委員名簿

番号	所属・役職	氏名	備考
1	企画部 部長	川原 進一	委員長 地方創生担当部 局として
2	企画部 DX推進担当 参事	菅 光也	委員 地方創生担当部 局として
3	産業振興部 商工観光課 課長	小田 芳和	委員 商工分野担当部 局として
4	西海市商工会 総務企業支援課長	たなか りょうさく 田中 良作	委員 商工分野におけ る民間アドバイ ザーとして
5	西海市商工会 女性部長	さかきぼる ともち 榊原 智子	委員 商工分野におけ る女性視点、民 間アドバイザー として

《西海市プロポーザル方式業者選定委員会設置要綱》（抜粋）

- ① 委員長は、当該契約の目的たる業務（以下「当該業務」という。）を所管する部長をもって充てる。ただし、当該契約の内容が全庁的又は重要なものであるときは、副市長が委員長となる。
- ② 委員は、当該業務を所管し、又は当該業務に関連する部課の部長、課長その他の職員（以下「部課長等」という。）をもって充てる。ただし、委員長が必要と認めるときは、部課長等に加えて、学識経験を有する者その他選定委員会の所掌する事務の遂行のため必要な者を委員とすることができる。
- ③ 選定委員会は、次の事務を所掌する。
 - (1) 当該業務の内容に関する調査
 - (2) 業者の募集方法の決定

- (3) 業者選定の基準、方法、日程の設定
 - (4) 業者の選定
 - (5) 前各号に掲げるもののほか委員長が必要と認める事項
- ④ 選定委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。選定委員会の会議で採決の必要な事項は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。